

薬局開設者様
管理薬剤師様

一般社団法人長野県薬剤師会
会長 日野 寛明
(公印省略)

薬局における薬剤交付支援事業の交付について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、薬局における薬剤交付支援事業につきましては、過日よりご通知申し上げておりますが、厚生労働省並びに日本薬剤師会から、本事業の交付条件について連絡がありました。

「令和 2 年度薬局における薬剤交付支援事業委託費の交付について」（令和 2 年 5 月 12 日付け厚生労働省発薬生 0512 第 40 号）6 (8) において、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合は、以下の条件を付さなければならないとされています。

つきましては、本事業による補助の申請に当たっては、以下の条件に留意いただきたく、よろしく願いいたします。

また、本事業補助費の精算手続きに関してもご案内いたしますので、併せてご確認下さいますよう、よろしくお願い致します。

【交付の条件】

本事業における交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く）をする場合には、一般社団法人長野県薬剤師会の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、一般社団法人長野県薬剤師会の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに一般社団法人長野県薬剤師会に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業の遂行及び支出状況について一般社団法人長野県薬剤師会の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (5) 委託費と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
委託費と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を委託費の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費

税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第4号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに一般社団法人長野県薬剤師会に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、委託費に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

※「第4号様式 令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」は、事業終了後に、本事業補助費の交付を受けた全ての薬局よりご提出いただきます。

（第4号様式は、事業終了後に送付いたします。）

【精算手続きについて】

(1) 補助費の精算時期

- ①本会から薬局に対する補助費の精算手続きは、補助事業の終了後に行います。
- ②補助費は、薬局が指定した振込口座に支払います。 ※ (2) 補助費の精算方法参照
- ③実施期間の途中で補助事業費の上限に達した際には補助の終了後すみやかに、上限に達しなかった場合には令和3年3月中に精算手続きを行います。

(2) 補助費の精算方法

- ①補助事業終了後、本会から薬局あてに、本事業の補助対象となる薬剤の配送に要した費用についての「請求書」を送付します。
- ②「請求書」に記載されている補助費を確認し、請求者氏名及び押印、振込口座を記入した「請求書」原本を、長野県薬剤師会あてに郵送等で提出して下さい。
- ③提出された「請求書」に基づき、本会より薬局が指定した振込口座に支払います。

5月分の実施状況「ひと月分の報告(報告方法:STEP3)」について、6月15日(月)までに各薬局から県薬事務局保険医療課(薬剤交付支援事業担当)にご報告(エクセルデータをメールで提出)をお願いいたします。

(期日までに提出されない場合は、補助の対象外となります。)

長野県薬剤師会事務局 保険医療課
薬剤交付支援事業担当 大塚・桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
E-mail: yakuzaikoufu@naganokenyaku.or.jp
(薬剤交付支援事業専用アドレス)